



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

< 現状・課題 >

- ・幸区には、木造住宅が集中する地区が多く分布しています。また、面的整備が行われないまま市街化が進んだ地区では狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園・緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・近年、ヒートアイランド現象や集中豪雨等の都市部の異常気象により、都市型洪水の危険性が増しており、多摩川、鶴見川、矢上川に囲まれ、加瀬山周辺を除くと平坦な低地が広がる幸区では、大雨による浸水対策が課題としてあげられます。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

< 公園・緑地の確保 >

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

< 工場等跡地の防災的利用 >

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共施設施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

拠点地区の整備

- ・川崎駅西口地区及び新川崎・鹿島田駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業等の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、災害に強い都市づくりを進めます。

既存市街地の災害予防対策

- ・戸手3丁目、幸町3丁目の緊急に改善すべき密集住宅市街地では、防災性の向上に向けて、老朽建築物等の建て替えの促進や地区改善の手法等の検討を住民と協働して取り組みます。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民主体による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

建築物の耐震・不燃化の促進

<一般建築物の耐震性の促進>

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

<重要建築物及び特定建築物の安全対策>

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

河川の整備

- ・多摩川沿いの市街地の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するため、河川管理者による高規格堤防（スーパー堤防）整備にあわせて、戸手4丁目地区の市街地整備や、御幸公園と多摩川緑地の一体的な整備など、市街地の改善に努めます。
- ・国が管理する一級河川の鶴見川や矢上川は、「特定都市河川」に指定されていることから、河川管理者による「流域水害対策計画」が策定され、今後、治水安全度の向上を図るための整備が進められることから、これらと連携して総合治水対策を進めます。また、矢上川の自然環境や

河川景観を活かした水辺にふれあえる場の整備を働きかけます。

市街地の浸水対策

- ・総合的な治水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導により、降雨時に雨水が一気に下水や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。

がけ崩れ被害の防止対策

- ・がけ崩れ等の土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。

(4) 都市施設の防災性向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

2 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校を「地域防災拠点」として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

(2) 消防署の整備

- ・消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

(3) 避難対策の確立

- ・被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、看護短期大学を指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所に指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

- ）幸区内の広域避難場所
- ・多摩川河川敷、御幸公園

(4) 避難路の安全性の確保

避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

■避難のイメージ

